

## 令和6年12月2日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和6年12月2日（月） 16時40分から17時30分まで
- 2 会議場所 長崎市役所16階 監査委員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名
  - 第84号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
  - 第85号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
  - 第86号議案 選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当）
  - 第87号議案 選挙人名簿の登録について
  - 第88号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員 長	<p>【16：40開会】</p> <p>ただいまから、選挙管理委員会を開催する。</p>
事務局	<p>【第84号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡）</p> <p>公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、743人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 373人 女 370人 計 743人）</p>
委員 長 委員	<p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>（第84号議案可決）</p>
事務局	<p>【第85号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）</p> <p>公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、928人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 479人 女 449人 計 928人）</p>
委員 長 委員	<p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>（第85号議案可決）</p>
事務局	<p>【第86号議案】選挙人名簿の抹消について（公職選挙法第28条第4号該当）</p> <p>公職選挙法第28条第4号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、2人については、登録の際に登録されるべきでなかったことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。</p> <p>抹消者（男 1人 女 1人 計 2人）</p>
委員 長 委員	<p>原案どおりとしてよいか。</p> <p>異議なし。</p>

事務局	<p>(第86号議案可決)</p> <p>【第87号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第21条第1項又は第2項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第22条第1項の規定により、令和6年12月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する1,124人について、令和6年12月2日に選挙人名簿に登録する。</p>						
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第87号議案可決)</p>						
事務局	<p>【第88号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和6年12月2日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。</p> <table border="0" data-bbox="411 757 1327 875"> <tr> <td>1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数</td> <td>6,698</td> </tr> <tr> <td>2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数</td> <td>55,815</td> </tr> <tr> <td>3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数</td> <td>111,629</td> </tr> </table>	1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	6,698	2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	55,815	3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	111,629
1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	6,698						
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	55,815						
3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	111,629						
委員長	<p>直接請求に必要な人数は固定されているわけではないのか。 選挙権を有するものの人数で変わってくるため、定時登録の際に議案に諮り告示している。</p>						
委員長	<p>原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第88号議案可決)</p>						
委員長	<p>これをもって、選挙管理委員会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">【17:30閉会】</p>						